

令和 5 年第 9 回

美里町農業委員会総会議事録

第9回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和5年9月25日(月) 午前9時30分から午前9時53分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(15名)

1 番	佐々木	幸一郎	2 番	福田	なほ子	3 番	鈴木	幸博
4 番	渡邊	雅光	6 番	後藤	幸太郎	7 番	小野	保裕
8 番	我妻	卓美	9 番	片倉	澄子	10 番	遊佐	恭一
11 番	澁谷	正行	12 番	久道	雄悦	13 番	尾形	司
14 番	古内	世紀	15 番	邊見	勝寿	16 番	伊藤	恵子

4 報告事項

1. 農家相談日について
2. 非農地証明願について

5 議 事

第1号議案 農用地利用集積計画書審議について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

6 その他連絡・報告事項

7 農業委員会事務局職員(2名)

事務局長 高橋 博喜
事務局次長 野田 浩司

8 会議の概要

事務局長	では、ただいまより令和5年第9回美里町農業委員会総会を開会いたします。 開会に当たりまして、伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会長	(挨拶内容省略)
事務局長	ありがとうございました。 議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理すると規定されておりますので、伊藤会長に議事進行をお願いいたします。
議長	それでは、これより令和5年第9回美里町農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員については、全員出席ですので、15名の出席であります。 農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。
議長	次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。美里町農業委員会会議規則第15条第1項の規定により、議長より指名いたします。15番邊見勝寿委員、2番福田なほ子委員をお願いいたします。
議長	それでは、報告事項に入ります。 報告事項1番、農家相談日について、9月4日に農家相談を行っておりますので、担当委員より報告をお願いいたします。
後藤幸太郎委員	それでは6番から報告いたします。 農家相談は9月4日月曜日、9時より開催しました。担当委員は渡邊委員、私、後藤、邊見職務代理者の3名で行いました。質問者は3件ありました。 まず1件目、●●●●の●●●●さん。現在所有している農地を売りたいということでの相談でありました。地区的には、邊見職務代理者が近隣におりますので、農地流動化申出書を提出していただきまして、来春の作付けに向けて対応するというお話しました。 2件目、●●の●●●●さん、お父さんの●●さん、お母さんの●●さんの3人で相談に来庁されまして、農業機械が更新できなくなったので、来年から作付けを委託したい、あと●●地区については売りたいということの相談でした。ちょうどこの日、伊藤会長が東京の出張の帰りで相談に加わっておられまして、地元の農家さん、法人と調整するというので、この方もまた農地流動化申出書を提出され、対応いたしました。 3件目、●●の●●●●さん、この方は6月にも相談に参られた方で、一帯を管理している方が田植後亡くなったので税務申告の帳票類の発行は誰なのか、どうしたらいいのかということの、農家相談というよりは税務のほうの相談でした。 今年田植した方、家族も含めてですけれども、その家族の方が結局は亡くなった方、請け負っていた方の税務申告もするので、その

	家族の方をお願いするようにご案内しました。 令和6年産の作付についても春先を前に契約するよう、この方も農地流動化申出書を預かりまして、来春の作付けに向けて相談いたしました。 以上でございます。
議長	ご苦労さまでした。 続きまして、報告事項2番、非農地証明願について、事務局より報告をお願いいたします。 (報告事項2について、議案書に記載のとおり説明を行った)
議長	それでは9月14日に農地調査委員会において現地調査を実施しておりますので、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。
鈴木幸博委員	それでは3番、鈴木から報告いたします。 農地調査委員会は福田委員と委員長になりました私、鈴木と伊藤会長、邊見会長職務代理、事務局より高橋局長と野田次長の計6名で9月14日に現地調査を行いました。 非農地証明願についての意見、番号19番の申請地は●●字●●です。現地は昭和48年8月24日に転用許可を受けており、現在も住宅の敷地として宅地の状態で使用されていることを確認いたしました。証明書の発行は妥当と判断いたしましたので、報告いたします。 番号20番の申請地は同じく●●字●●です。これは19番と同一地内にありまして、現地は昭和48年11月27日に転用許可を受け、現在も住宅の敷地として宅地の状態で使用されることを確認いたしましたので、これについても証明書の発行は妥当と判断いたしました。 続きまして、番号21の申請地は●●字●●です。現地は昭和49年10月26日に転用許可を受けており、現在も住宅の敷地として宅地の状態で使用されていることを確認いたしましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。 番号22の申請地は●●字●●です。現地は長年雑種地の状態で使用され、現在も同様に非農地の状態であることを確認いたしましたので、証明書の発行は妥当と判断いたしました。 以上です。
議長	ありがとうございました。ただいま事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしました。不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。 (なしの声あり)
議長	ないようですので、議事に入ります。 第1号議案、農用地利用集積計画書審議についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いいたします。
事務局	(第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、第1号議案、農用地利用集積計画書審議について審議いたします。質疑ありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第1号議案、農用地利用集積計画書審議について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第1号議案、農用地利用集積計画書審議については全て賛成ですので、原案どおり許可相当と意見を付し、町長に報告をいたします。

議長

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

また、9月14日に農地調査委員会によって現地調査を実施しておりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をいただきます。

初めに事務局より説明をお願いいたします。

事務局

(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

鈴木幸博委員

それでは、第2号議案に関して、農地調査委員会の結果を報告いたします。

番号22の申請地は●●字●●にあり、転用目的は太陽光発電施設です。現地は鉄道の駅からおおむね500メートル以内にあり、大規模な一団の農地から少々離れた箇所にあるため、それらの営農条件に影響を与えることはなく、農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地以外の土地も検討したようではありますが、申請地以外に見当たらなかったとのことでしたので、やむを得ず許可相当と見てまいりました。

番号23の申請地は●●にあり、転用目的は太陽光発電施設です。番号22の申請地と隣接する土地ですので、農地区分は同様に第2種農地と判断いたしました。これに関しましても、農地以外の土地も検討したようですけれども、申請地以外に見当たらなかったとのことで、やむを得ず許可相当と見てまいりました。

以上です。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請による意見決定について、審議いたします。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第9回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和 年 月 日

会 長

署 名 委 員
議 席 1 5 番

署 名 委 員
議 席 2 番